

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第2951号)

令和4年8月24日

横情審答申第2951号

令和4年8月24日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問  
について（答申）

令和2年10月14日戸地振第681号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「令和2年度戸地振第376号「（広聴案件「市政ダイレクト広聴2020-900003」の処理について）の区政推進課合議について」」の個人情報開示決定に対する審査請求についての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「令和2年度戸地振第376号「（広聴案件「市政ダイレクト広聴2020-900003」の処理について）の区政推進課合議について」」の保有個人情報を特定し、開示とした決定は、妥当である。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「令和2年度戸地振第376号「（広聴案件「市政ダイレクト広聴2020-900003」の処理について）の区政推進課合議について」」（以下「本件保有個人情報」という。）の個人情報本人開示請求（以下「本件本人開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、令和2年8月19日に行った個人情報開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

## 3 実施機関の処分理由説明要旨

実施機関が本件本人開示請求に対し、本件保有個人情報を特定し、本件処分を行った理由は、次のように要約される。

- (1) 本件保有個人情報は、「市民の声」事業の実施に関する取扱要綱（平成20年3月21日市広聴第3940号。以下「要綱」という。）第32条の規定により、市政ダイレクト広聴2020-900003を戸塚区総務部地域振興課（以下「地域振興課」という。）で受け付けることについて、令和2年度戸地振第373号「広聴案件「市政ダイレクト広聴2020-900003」の処理について」（以下「本件保存文書」という。）として決裁及び文書の保存を行った後、広聴主管課である戸塚区総務部区政推進課（以下「区政推進課」という。）より合議の依頼を受け、あらためて本件保有個人情報として区政推進課へ合議する起案を行ったものである。本件保有個人情報には、本件保存文書を添付している。
- (2) 本件保存文書は、すでに決裁を受け完結した文書であり、本件保有個人情報とは別の行政文書として取り扱うため、本件保有個人情報に対する開示請求の対象とはならない。そのため、本件処分では、本件保有個人情報のみを特定し、開示した。

#### 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取消し、本件保存文書についても開示を求める。
- (2) 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第33条には「実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するものとする。」との規定があつて、開示請求に対応できるように、様々な意思決定の文書を適切に管理しなければならないとしている。この適正な管理のために、実施機関には横浜市行政文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25号。以下「文書管理規則」という。）等の諸規定が整備されているが、その中に「起案文書・供覧文書作成ガイド」があつて、「起案文書・供覧文書作成のポイント」として次のような記載があつた。
  - ア 「過去の決裁（供覧）文書（保存文書）を資料とする場合は、本文中に文書件名及び文書番号を記載し、文書の写しを添付します。なお、この場合でも、過去の決裁文書と当該起案は別個の存在であり、保存期間等が連動する等はありません。」
  - イ 「単に処理内容の参考とするために過去の決裁（供覧）文書を添付する場合は、文書管理システムの保存文書利用機能や紙の文書の写しをクリップ留めすることにより閲覧できるようにします。この場合は、本項「資料」には該当しないため、本文中に文書件名等を記載しません。」
- (3) 実施機関の弁明を「起案文書・供覧文書作成のポイント」と比較すると、本件保有個人情報には本件保存文書の文書件名（文書番号は無い）を本文に記載しているから「資料」に該当することとなる。しかし、「資料」となると、本件保存文書の写しが添付されていないから、齟齬をきたす。

仮に「資料」に該当しないとして、「単に処理内容の参考とするために過去の決裁（供覧）文書を添付する場合」に該当するとしたらどうなるか。その場合には、本件保存文書が「単に」処理内容の参考としての内容であったならば、市政ダイレクトの広聴主管課が「合議」するための文書となりえるはずはなく、やはり齟齬をきたす。
- (4) 以上により、実施機関の弁明は失当である。
- (5) 実施機関は弁明書において、本件保有個人情報は、起案本文と本件保存文書か

ら構成されていることを認めている。しかし、本件保有個人情報には、そのうち本件保存文書が含まれていない。すなわち、実施機関が本件処分を全部開示決定としているのは誤りであって、一部開示決定であるからには非開示理由を示し、かつ、不服審査請求等に係る教示文の記載が必要である。しかし、それらは見当たらない。本件処分には、審査請求人が(1)から(4)までで述べた理由の他にも、重大な不備、違法があると言わなければならないのである。

## 5 審査会の判断

### (1) 市政ダイレクト広聴に係る事務について

市政ダイレクト広聴とは、横浜市に様々な手段で寄せられる市民の意見、要望、提案、苦情等のうち、「庁内で情報共有を図る必要があると判断したもの」や「地域団体から寄せられ、システムで記録すべきと判断したもの」又は「受付からの一連の処理経過を広聴システムで記録すべきと判断したもの」などについて、職員間の情報共有や施策を進めていく上でのツールとして活用するため整備された仕組みである。

市民ニーズを敏感に受け止め、課題解決を図っていくべきであるという考えに基づき、横浜市政に対して寄せられる意見等について、横浜市として回答や情報共有を行っている。

なお、市政ダイレクト広聴の受付については、要綱第32条の規定により、原則として、当該市民の意見等の内容の所管課が行うこととなっているが、戸塚区では、平成30年11月より所管課のほかに広聴主管課である区政推進課にも合議することとしている。

### (2) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、地域振興課が市政ダイレクト広聴2020-900003を同課で受け付けることについて決裁した文書である本件保存文書を改めて区政推進課に合議した文書である。実施機関は、起案用紙及び本文を本件保有個人情報として特定し、その全部を開示している。

審査請求人は、本件保有個人情報には起案用紙及び本文だけではなく、本件保存文書が添付されていることから、本件保存文書も特定し、開示すべきであると主張している。

### (3) 本件保有個人情報の特定の妥当性について

ア 審査請求人は、本件保有個人情報として本件保存文書も特定すべきであると

主張しているため、その点について実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

(ア) 総務局しごと改革室行政・情報マネジメント課（現在の総務局行政イノベーション推進部行政マネジメント課）が起案（供覧）文書の作成をする際の基本原則と注意事項として作成している「起案文書・供覧文書作成のポイント」では、過去の決裁（供覧）文書（以下「保存文書」という。）を資料とする場合は、本文中に文書件名及び文書番号を記載し、文書の写しを添付することとされている。

一方で、単に処理内容の参考とするために保存文書を添付する場合は、文書管理規則第2条第2項の文書管理システムの起案文書に保存文書を添付する機能（以下「保存文書利用機能」という。）を使用したり、紙の文書の写しをクリップ留めしたりすることにより閲覧できるようにすることとされており、この場合は本文中に文書件名等を記載しないこととされている。

(イ) 保存文書利用機能は、起案の承認者が当該起案に関連する文書を確認する際の利便性を考慮し、関連文書を開くリンクを表示することで文書管理システム内の保管領域を示しているに過ぎず、保存文書利用機能により指し示された保存文書は、決裁又は供覧を受け完結した文書であり、起案文書とは別個の行政文書である。

(ウ) 本件保存文書は、単に処理内容の参考とするために本件保有個人情報とは別個の行政文書として保存文書利用機能により添付したものである。したがって、本文中に文書番号を記載しておらず、文書の写しも添付していない。

(エ) 市民局市民情報室市民情報課が作成している「情報公開事務マニュアル」では、文書管理システムにおける決裁文書一式を特定した場合、添付されている保存文書は原則として対象行政文書には含めないとされているが、本件保存文書は、これに該当する。

(オ) 以上のことから、本件保存文書は、本件保有個人情報とは別に文書管理システムに保存されている行政文書であり、あくまで別個の文書であるため、本件保有個人情報として特定しなかった。

イ 当審査会では、以上を踏まえ、本件保有個人情報の特定の妥当性について、次のように判断する。

(ア) 当審査会が確認したところ、本件保有個人情報の本文には、「1 趣旨」

として「広聴案件「市政ダイレクト広聴2020-900003」の処理について、区政推進課へ合議します。」とのみ記載されていた。

また、本件保有個人情報に係る文書管理システムの起案画面では、保存文書利用機能により本件保存文書が添付されていることが確認できた。

- (イ) 上記(ア)のとおり、本件保有個人情報の本文中には、本件保存文書の文書件名が記載されているが、これは本件保存文書の内容を区政推進課に合議するという本件保有個人情報の趣旨を記載したに過ぎず、また、本文中に本件保存文書の文書番号が記載されていないこと及び文書の写しを添付していないことも踏まえれば、実施機関は単に処理内容の参考とするために本件保存文書を保存文書利用機能により添付したものと認められる。
- (ウ) また、保存文書利用機能により添付された文書は起案文書とは別個の行政文書であり、文書管理システムにおける決裁文書一式を特定した場合に対象行政文書に含めないとする実施機関の考え方は首肯できるものである。
- (エ) 本件保有個人情報は、本件保存文書で決裁した内容を他課に合議するという趣旨で起案されたものであるから、本件保存文書で決裁した内容は本件保有個人情報において重要な情報であり、この内容を単に処理内容の参考として添付した起案文書の作成方法には疑問が残るが、以上のことから本件処分において実施機関が本件保存文書を特定しなかったことは是認できる。

#### (4) 結論

以上のとおり、実施機関が起案用紙及び本文を本件保有個人情報として特定し、開示とした決定は、妥当である。

#### (第二部会)

委員 金子正史、委員 西川佳代、委員 飯島奈津子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 2 年 10 月 14 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 2 年 11 月 18 日	・ 実施機関から反論書の写しを受理
令和 2 年 11 月 19 日 (第263回第三部会) 令和 2 年 11 月 25 日 (第388回第二部会) 令和 2 年 11 月 30 日 (第343回第一部会)	・ 諮問の報告
令和 3 年 3 月 8 日	・ 審査請求人から意見書を受理
令和 4 年 6 月 8 日 (第418回第二部会)	・ 審議
令和 4 年 6 月 24 日 (第419回第二部会)	・ 審議
令和 4 年 7 月 22 日 (第420回第二部会)	・ 審議